ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
チ　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
リ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ヌ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ル　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ヲ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ワ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

五　次に掲げる患者

イ　介護医療院に入所している患者

ロ　介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養

一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の４のイからヘまでの注９に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）

イ　別表第一第１章第１部に規定する点数（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

ロ　別表第一区分番号Ｂ００１の１に掲げるウイルス疾患指導料

ハ　別表第一区分番号Ｂ００１の２に掲げる特定薬剤治療管理料

ニ　別表第一区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料

ホ　別表第一区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料

ヘ　別表第一区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料

ト　別表第一区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料

チ　別表第一区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料

リ　別表第一区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料

ヌ　別表第一区分番号Ｂ００１の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料

ル　別表第一区分番号Ｂ００１の14に掲げる高度難聴指導管理料

ヲ　別表第一区分番号Ｂ００１の15に掲げる慢性維持透析患者外来医学管理料

ワ　別表第一区分番号Ｂ００１の16に掲げる喘息治療管理料

カ　別表第一区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料

ヨ　別表第一区分番号Ｂ００１の23に掲げるがん患者指導管理料

タ　別表第一区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料

レ　別表第一区分番号Ｂ００１の25に掲げる移植後患者指導管理料

ソ　別表第一区分番号Ｂ００１の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料

ツ　別表第一区分番号Ｂ００１―２―４に掲げる地域連携夜間・休日診療料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

ネ　別表第一区分番号Ｂ００１―２―５に掲げる院内トリアージ実施料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

ナ　別表第一区分番号Ｂ００１―２―６に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

ラ　別表第一区分番号Ｂ００１―２―８に掲げる外来放射線照射診療料

ム　別表第一区分番号Ｂ００１―３に掲げる生活習慣病管理料の注３に規定する点数

ウ　別表第一区分番号Ｂ００１―７に掲げるリンパ浮腫指導管理料（注２に掲げる場合に限る。）

ヰ　別表第一区分番号Ｂ００５―６に掲げるがん治療連携計画策定料

ノ　別表第一区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料

オ　別表第一区分番号Ｂ００５―６―３に掲げるがん治療連携管理料

ク　別表第一区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料

ヤ　別表第一区分番号Ｂ００５―８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料

マ　別表第一区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(I)（注１、注６、注７、注９から注13まで又は注16に掲げる場合に限る。）

ケ　別表第一区分番号Ｂ００９―２に掲げる電子的診療情報評価料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

フ　別表第一区分番号Ｂ０１０―２に掲げる診療情報連携共有料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

コ　別表第一区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料

エ　別表第一区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

テ　別表第一第２章第２部第２節第２款に規定する点数

ア　別表第一第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

①　第１節通則第４号のイに規定する点数

②　区分番号Ｅ００１の１に掲げる単純撮影

③　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影

サ　別表第一第２章第５部第３節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）